

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
1-2	対象職員	法人役員を兼務する施設長は「国家公務員給与改定対応部分」 について も賃金改善の対象外なのでしょうか。	「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、この対象には法人役員を兼務する施設長も含まれます。
1-6	対象職員	育児休業を取得予定の職員は今回の処遇改善の対象となるのでしょうか。	対象となります。ただし、通常、育児休業中は給与が支払われないため、この場合の育児休業期間に係る賃金改善額は0円となります。
1-76	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、ここでいう「法人役員」の範囲はどこまででしょうか。	「法人役員」については、賃金の決定を含む施設・事業所の経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人や学校法人においては、理事、監事及び評議員が該当します。
1-8	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、役員報酬を受け取っていない場合も対象外となりますか。	役員報酬の有無にかかわらず対象外となります。
1-9	対象職員	「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、勤務する施設・事業所ではない別法人の役員を兼務している場合も対象外となりますか。	勤務する施設・事業所では経営判断に携わる者ではないことから、対象とすることができません。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
1-10	対象職員	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、法人役員を兼務する施設長は対象外とありますが、施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合も対象外となるのでしょうか。</p>	<p>施設長以外の職員が法人役員を兼務している場合は、当該職員は対象として差し支えありません。</p>
2-1	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、総額として補助基準額を下回る改善とすることはできないのでしょうか。</p>	<p>賃金改善計画書では、補助基準額以上の賃金改善を行うことが必要となります。</p> <p>公私連携型や公設民営の施設・事業所も同様</p> <p>公営の施設の取り扱いについては、4-4を参照</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
2-3	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのでしょうか。</p>	<p>今般の処遇改善については、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として行うこととしており、この趣旨を踏まえれば基本給又は決まって毎月支払われる手当により賃金改善を行うことが望ましいと考えております。一方で、基本給を引き上げた場合には、賞与や超過勤務手当等の金額にも影響を与えることを考慮し、今回の補助金では最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上が基本給又は決まって毎月支払われる手当によることとしています。</p> <p>この要件の適用に当たっては、個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要ありませんが、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要があります。</p> <p>ただし、施設・事業所単位では「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」を満たすことが必要です。</p>
2-4	要件	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされていますが、ここでいう「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるのでしょうか。</p>	<p>「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれません。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
2-5	要件	給与を翌月払いとしている施設ですが、この場合でも令和4年2月に支払う1月分の給与から本事業による処遇改善を行わなければならないのでしょうか。	給与を翌月払いとしている施設・事業所であって、公定価格における各年度の処遇改善等加算・の賃金改善計画書・賃金改善実績報告書においても4月分から翌年3月分の賃金を記入している施設・事業所においては、令和4年3月に支払う2月分の給与から10月に支払う9月分の給与について本事業による処遇改善を行うこととなります。
2-63	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、令和4年4月以降に、令和4年2月分及び3月分の賃金改善を遡及して支払うことは可能でしょうか。	<p>令和4年2月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、3月に、2月分及び3月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、4月以降に、遡及して支払う場合には補助対象外となります。</p> <p>ただし、給与を翌月払いとしている施設・事業所においては、3月分の賃金改善を4月に支払う場合も補助対象となります。また、この場合においては、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とする要件についても、5月に支払う4月分の給与から適用することとなります。</p> <p>公営の施設の取扱いについては、4-3を参照</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
2-10	要件	賃金改善計画書や賃金改善実績報告書において「国家公務員給与改定対応部分」の具体的な配分額についてどのように記入すれば良いのでしょうか。	<p>「国家公務員給与改定対応部分」は、国家公務員給与の改定に伴い公定価格が令和4年4月分から減額改定される状況においても、給与水準を維持するための補助であり、令和4年度の賃金に関する規程において公定価格の減額分（0.9%）を賃金水準に反映していないことが確認できれば足りることから、賃金改善計画書や賃金改善実績報告書に個別の職員に対する具体的な配分について記入する必要はありません。このため、別紙様式1別添1「賃金改善内訳(職員別内訳)」には「賃金改善部分」の金額のみの記入で足り、「国家公務員給与改定対応部分」の金額については記入する必要はありません。</p>
3-2	賃金改善額の算定方法等	令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	<p>補助基準額の算定に際しては、令和4年4月分から9月分についても令和3年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和4年度に利用定員の見直しを行う場合においては、これにより難しい場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間（令和4年9月までの間。以下同じ。）における令和4年度の年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。</p> <p>また、公定価格の単価表における最も低い定員区分が適用されている施設・事業所や、家庭的保育事業所においては、定員区分を引き下げることができないことから、令和4年4月分から9月分の年齢別利用児童数（平均）の見込みが令和3年度の年齢別利用児童数（平均）を下回る場合においても、これにより難しい場合として、令和4年4月分から9月分の年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
3-3	賃金改善額の算定方法等	令和3年度途中に開所した場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、開所月から令和4年3月までの年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、開所1年目の利用児童数と今後の利用児童数との間で乖離が見込まれる場合は、これにより難しい場合として、開所した月以降の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-4	賃金改善額の算定方法等	令和3年度途中に利用定員の見直しを行った場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。	補助基準額の算定に際しては、令和3年度の年齢別利用児童数（平均）により算定することが基本となりますが、令和3年度途中に利用定員の見直しを行った場合は、これにより難しい場合として、定員変更後の期間について、定員変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いることも差し支えありません。
3-5	賃金改善額の算定方法等	利用定員の見直しがある場合、適用する単価の定員区分はどのように判断すれば良いのでしょうか。	定員変更後の本事業の実施期間については、変更後の定員に基づいて、適用する単価の定員区分を判断します。
3-6	賃金改善額の算定方法等	保育所から認定こども園に移行するなど、施設・事業所類型に変更がある場合においても、令和3年度の利用児童数を用いて補助基準額を算定するのでしょうか。また、賃金改善計画書は移行前と移行後のそれぞれで作成するのでしょうか。	施設・事業所類型の変更後の期間については、当該変更後の本事業の実施期間における年齢別利用児童数（平均）を推計して用いて補助基準額を算定することとなります。また、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書は変更前と変更後とで分けて作成する必要はなく、まとめて作成します。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
3-139	賃金改善額の算定方法等	補助基準額はどのように算定されているのでしょうか。	<p>「賃金改善部分」「国家公務員給与改定部分」それぞれについて以下の考え方により算定しています。また、公定価格において算定されている職員は各種加算の取得等により変動しますが、本補助金の補助基準額の設定にあたっては、簡素化の観点から基本分単価及び処遇改善等加算 が算定されている加算の平均的な加算取得率を用いて算定しています。</p> <p><賃金改善部分> 地域区分に関わらず同額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公定価格上の算定対象職員数(常勤換算) × 9,000円 × (1 + 社会保険料率(事業主負担分)) <p><国家公務員給与改定対応部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度公定価格における人事院勧告反映前後の差額相当額 <p>なお、各施設・事業所における具体的な補助額については、以下の算式により算出します。(交付要綱別表参照)</p> <p><賃金改善部分></p> <p>単価 × 令和3年度年齢別平均利用児童数(見込) × 事業実施月数</p> <p><国家公務員給与改定対応部分></p> <p>単価 × 令和3年度年齢別平均利用児童数(見込) × 事業実施月数</p>
3-1410	賃金改善額の算定方法等	国家公務員給与改定に準じた給与の引下げを既に行っている公営以外の施設・事業所においてはどのように対応すべきでしょうか。	<p>公定価格が令和3年度内に減額改定されると見込んで給与の減額改定を行っていた施設は、別途、手当や一時金等の支給により、令和3年度の賃金水準を当該減額改定前の賃金水準とした上で、「賃金改善部分3%程度(月額9,000円)」によるの処遇改善を行う必要があります。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
3-16	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいのでしょうか。	いずれの方法でも可能です。既存の手当を増額する場合は、施設・事業所において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して本事業による賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要があります。
3-18	賃金改善額の算定方法等	1号認定子どもや2号認定子どもに係る特例保育の補助基準額はどのように算定すれば良いのでしょうか。	<p>< 公定価格において1、2歳児の公定価格と同額又は1、2歳児の公定価格から食材料費を控除した金額を適用している場合 > 特例保育の補助基準額と同額となります。</p> <p>< 公定価格において1、2歳児の公定価格に一定割合を乗じて得た金額を適用している場合 > 特例保育の補助基準額に同一割合を乗じて得た金額（10円未満の端数がある場合は切り捨て）となります。</p>
3-19	賃金改善額の算定方法等	分園を設置する保育所や認定こども園の補助基準額は、公定価格の基本分単価や処遇改善等加算と同様に、中心園、分園それぞれの定員数に基づき算定するのか、施設全体の定員数に基づき算定するのかどちらでしょうか。	<p>公定価格の基本分単価等と同様の算定になります。</p> <p>なお、賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書には分園分も含めてまとめて記入してください。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
3-21	賃金改善額の算定方法等	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、「同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てる」ことができるとされていますが、ここでいう「教育・保育施設等」には放課後児童クラブや認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれるのでしょうか。</p>	<p>ここでいう「教育・保育施設等」とは、「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所及び特例保育を実施する施設」を指し、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業や認可外保育施設、企業主導型保育施設は含まれません。</p>
5-5	市町村実務	<p>市町村が国に対して、令和3年度及び令和4年度に、それぞれ各年度分の交付申請を行う場合、事業者に賃金改善計画書や賃金改善実績報告書を各年度ごとに作成してもらう必要があるのでしょうか。</p>	<p>「賃金改善部分」の処遇改善は、各年度ごとに補助基準額以上の賃金改善を行わなければならないものではなく、本事業の実施期間全体で補助基準額以上の賃金改善が行われているか確認するものです。従って、教育・保育施設等に対して各年度ごとの賃金改善計画書や賃金改善実績報告書の提出を求める必要はありません。</p>
5-6	市町村実務	<p>市町村が国に対して、令和3年度に保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業分、令和4年度に放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業分の交付申請をそれぞれ行うことも可能でしょうか。また、令和3年度に公立分、令和4年度に私立分の交付申請をそれぞれ行うことは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
5-7	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において申請当時は想定していなかった利用定員の増加があった場合など、追加で国に対して交付申請を行いたい場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和4年度の交付要綱（繰越分）に基づき、定員の増加等を反映後の補助基準額等により、増加分を交付申請をすることとなります。 令和4年度の交付要綱（繰越分）の申請様式等は、別途、お示しする予定です。
5-8	市町村実務	市町村が国に対して、令和3年度に、令和3年度分及び令和4年度分の交付申請を行ったが、管内の施設・事業所において令和4年度になってから申請当時は想定していなかった利用定員の減少があった場合など、交付決定額が過大となる場合は、どうすれば良いのでしょうか。	令和3年度の交付要綱に基づく実績報告による額の確定後、返還することとなります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答																												
5-9	市町村実務	<p>「賃金改善部分」の処遇改善について、同一の設置者・事業者が運営する他の教育・保育施設等における賃金改善額に充てることとした事業者があった場合、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどのように記入すれば良いのでしょうか。</p>	<p>交付申請や実績報告においては、他の教育・保育施設等への拠出額も含め、拠出元事業所の申請額・実績額として記入してください。</p> <p>(例)</p> <table border="0"> <tr> <td>国庫補助基準額</td> <td>A施設</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B施設</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実際の賃金改善額</td> <td>A施設</td> <td>90</td> <td>(B施設へ10拠出)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B施設</td> <td>110</td> <td>(A施設から10受入)</td> </tr> </table> <p>上記の例の場合の申請書等(様式2別表2-2等)の記入方法 総事業費・対象経費の支出予定額(実支出額)</p> <table border="0"> <tr> <td>A施設</td> <td>100</td> <td>B施設への拠出額(10)を含め記入</td> </tr> <tr> <td>B施設</td> <td>100</td> <td>A施設からの受入額(10)は含めず記入</td> </tr> </table> <p>国庫補助基準額</p> <table border="0"> <tr> <td>A施設</td> <td>100</td> <td>A施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> <tr> <td>B施設</td> <td>100</td> <td>B施設の利用児童数を元に算定された額</td> </tr> </table>	国庫補助基準額	A施設	100			B施設	100		実際の賃金改善額	A施設	90	(B施設へ10拠出)		B施設	110	(A施設から10受入)	A施設	100	B施設への拠出額(10)を含め記入	B施設	100	A施設からの受入額(10)は含めず記入	A施設	100	A施設の利用児童数を元に算定された額	B施設	100	B施設の利用児童数を元に算定された額
国庫補助基準額	A施設	100																													
	B施設	100																													
実際の賃金改善額	A施設	90	(B施設へ10拠出)																												
	B施設	110	(A施設から10受入)																												
A施設	100	B施設への拠出額(10)を含め記入																													
B施設	100	A施設からの受入額(10)は含めず記入																													
A施設	100	A施設の利用児童数を元に算定された額																													
B施設	100	B施設の利用児童数を元に算定された額																													

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
5-10	市町村実務	賃金改善等の要件に「本事業による補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされていますが、「国家公務員給与改定対応部分」については、どのように確認すれば良いのでしょうか。 また、交付申請や実績報告における総事業費や支出額はどのように記入すれば良いのでしょうか。	「令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。」が確認できる場合は要件を満たしているものとして差し支えありません。この場合、公営以外の施設・事業所においては、交付要綱の様式(別表2の1)の総事業費や支出額は補助基準額と同額を記入することとなります。
5-12	市町村実務	交付申請額は、千円未満切り捨てでしょうか。	1円単位となります。
6-1	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、対象経費として認められるものは何があるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の審査や補助金の交付事務等に従事した職員の人件費(本事業の実施に係る部分に限る)、今回の処遇改善事業の実施に要した備品・消耗品の購入費や郵送料、振込手数料等を想定しています。 なお、今回の処遇改善事業の実施に当たり追加で必要となった費用を補助するものであり、対象経費として認められる人件費は、既存職員の超過勤務手当や新たに採用した会計年度任用職員の給与等を想定しています。
6-2	実施円滑化事業	実施円滑化事業について、いつからいつまでにかかった経費が認められるのでしょうか。	今回の処遇改善事業の実施のための準備や、事業終了後に実績報告に係る作業があることから、令和3年12月20日から令和5年3月末までに本事業の実施に要した経費が対象となります。

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ (ver.2・令和4年2月4日時点版) (修正・追加問)

番号	項目	問	答
6-4	実施円滑化事業	<p>実施円滑化事業について、令和3年度及び令和4年度それぞれに、令和3年度の交付要綱に定める補助基準額による補助を受けることができるのでしょうか。</p>	<p>令和3年度の交付要綱で定める補助基準額は、令和3年度分だけでなく令和4年度分も含めたものであり、令和3年度と令和4年度それぞれで二重に補助を受けることはできません。</p>